

事 務 連 絡

令和 8 年 2 月 1 9 日

居宅介護支援事業所 管理者 様

豊後大野市高齢者福祉課長

各種制度の利用や届出に関する注意点の再確認について（お願い）

平素より豊後大野市の介護保険サービス推進にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年度中に受けた問い合わせや指導を行った結果に基づき、保険者としての見解を別紙のとおりにまとめました。各種制度の利用や保険者への申請時の注意点としてご確認をお願いします。

なお、この事務連絡の内容はこれまでの運用の再確認をお願いするものでもあります。不明な点がありましたら、担当者へ確認をお願いします。

< 問い合わせ >

豊後大野市

高齢者福祉課介護保険係

TEL 0974-22-1076

FAX 0974-22-6653

1. 短期入所を長期利用している場合の福祉用具貸与について

短期入所を長期利用中で一度も在宅に帰っていない方については、福祉用具貸与費の算定はできません。
(参照法令)

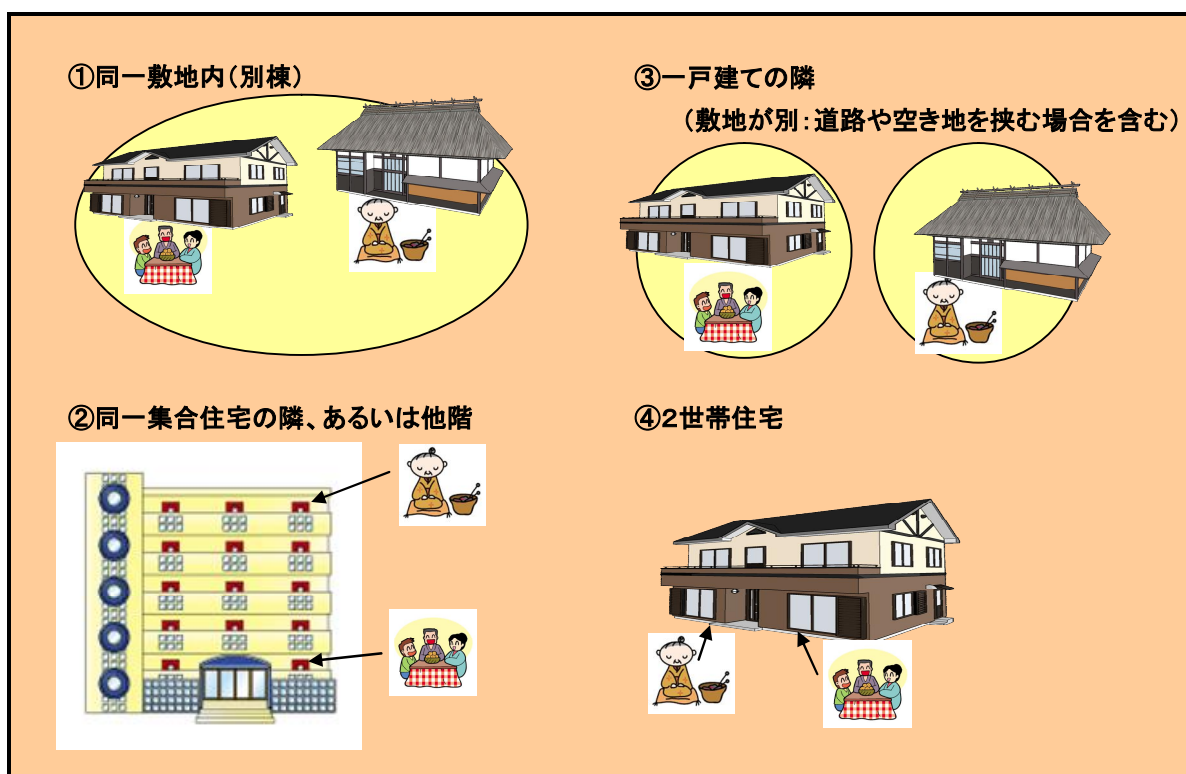
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第124条、第193条
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）第二通則（2）

2. 同居家族等がいる場合の訪問介護について

①同居家族の範囲について

同居家族の範囲について、下図の場合については同居とみなします。

また、その他やむを得ない事情で導入を検討する場合であっても、同居家族の不在時や別居家族の一時滞在時に介護保険で行う必要がある支援かどうか、十分な検討をお願いします。



②身体介護に引き続いて生活援助を導入する場合

原則、身体介護に引き続き生活援助を行う場合は「同居家族等がいる場合の訪問介護（生活援助）の導入に関する理由書」の提出は不要です。ただし、身体介護に引き続き生活援助を導入する場合において、身体介護に関連しない生活援助を行う場合は「同居家族等がいる場合の訪問介護（生活援助）の導入に関する理由書」の提出をお願いします。

例 入浴支援と一般的な調理支援

同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて

平成 29 年 7 月 21 日（金）

介護保険制度においては、基本理念である「自立支援」の視点に立ち、「自助・互助・共助・公助」を適切に組み合わせながら、自らの能力を最大限活かして自立した質の高い生活を送ることができるよう支援することが求められます。

同居家族等がいる場合における訪問介護サービスの生活援助の取扱いについても、介護保険の基本理念を実現するため、個々の利用者等の状況に応じた介護支援専門員の適切なアセスメント結果を基に、サービス導入の可否を判断することが必要です。

以下の手順及び留意事項を再確認いただき、今後も適正な介護サービスの提供にご協力をお願いします。

手順及び留意事項

(1) 本人ができるかできないか

- 本人ができることは、サービス提供ができません。
- 現在できない（行っていない）ことであっても、できそうなことがないかアセスメントしてください。できそうなことまで支援することで ADL・IADL の低下につながる可能性もあります。生活環境の改善や、在宅生活助言事業・自立支援伝道師派遣事業などを活用し、本人の能力や意欲を引き出すケアマネジメントが重要です。

(2) 同居家族等ができるかできないか

- 「障害、疾病、その他やむを得ない理由」の考え方に該当するか判断します。
- 家事に慣れていない、今までしたことがないという理由は該当しません。
- 利用者一人の時間帯に行う必要があるサービスかを確認してください。
- 同居家族の勤務時間や休日の有無、生活実態について具体的に把握し、なぜできないのかを検証してください。また、協力を得るための働きかけをお願いします。

(3) 別居家族の家族介護は得られないか

- 近距離に家族がいる場合には、家族介護が優先すると考えられます。その家族の生活実態を総合的に勘案し、家族介護を行うことができる状態かどうか判断する必要があります。

(4) 介護保険外サービス（配食・有償ボランティア等）を活用できないか

- 食の確保には、家族による作り置きや差し入れ、配食サービス等の方法をまず検討してください。移動販売、宅配サービス等の民間サービスも選択肢の一つと考えられます。

(5) サービス担当者会議等による専門的意見の聴取・サービス内容の決定

- (1)～(4)の検討結果をふまえ、日常生活を営む上で生活援助が必要か、必要なサービスの内容・回数・時間を判断してください。
- 同居家族等に対するサービスの提供は原則できません（居室・共有部分の掃除等）。
- 決定にあたっては、第三者でもわかるように理由や経緯を詳細に記録してください（生活援助中心型の算定理由や支援経過記録等）。

(6) 市への事前協議（「同居家族等がいる場合の訪問介護（生活援助）の導入に関する理由書」提出）

- 理由書及び添付書類には、利用者の状況やサービス導入が必要な理由、検討の経緯を具体的に記載してください。
- ケアプランにおいて、サービス利用が実質独居の期間に限定され、同居再開後のサービス利用を必要としない場合は理由書の提出は不要です。
例 1：妻の入院によりサービス導入。退院により即時サービス終了 ⇒ 理由書不要
例 2：妻の入院によりサービス開始。退院後も継続的な利用が必要な状態
⇒ 「実質独居が解消されても生活援助サービスが必要」と判断した時点で理由書提出

(7) 協議結果をふまえてのサービス導入開始または再検討

- サービス内容決定後も、継続して改善に向けての働きかけを行い、短期的に見直しをお願いします。